

【会議録】

主 題 令和5年度 第4回つくばみらい市障がい者支援協議会

- 日 時：令和6年3月1日（金）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室
- 出席委員：会長原口朋子委員、大久保安雄委員、君嶋俊樹委員、竹内真理委員、
宮本瞳委員、監物輝子委員、小谷野卓巳委員、荒井栄司委員、
飯村晴代委員、鈴木恭子委員、八木岡道孝委員、木村範明委員 以上12名
- 欠席委員：石田奈津子委員、安河内崇代委員 以上2名
- 事務局：社会福祉課 加瀬主査（進行）、鴻巣主幹、兼重主事
- 傍聴人：0名

全体会開会（午後2時00分）

1. 開会

○会長あいさつ

2. 議事（会長が議長となり、議事（1）を事務局から説明した。）

（1）第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（最終案）について

（質疑・応答）

議長：概要版はどのように活用されるのか。

事務局：計画書はボリュームが多いため、計画を説明する際に概要版にて説明している。

議長：パブリックコメントの意見はなかったようだが。

事務局：つくばみらい市では、以前より数件あるかないかといった状況であった。

委員1：第3期計画では、P44、基本施策2、1 地域生活の支援、「（2）日中活動の場の充実」といった項目があったが、第4期計画ではその項目がなくなり、P60、「（1）日常生活の支援」に含まれるかたちとなっている。日常生活と日中活動の場は大きく異なるため、項目が削除されたことを残念に思う。

また、第3期計画では、P60、基本施策4、1 居住環境の整備、「（2）行政サービスにおける配慮」といった項目があったが、第4期計画では項目が削除されている。投票所のバリアフリー化や簡易スロープの設置、郵便投票制度の案内等は、障がい者にとって大事なことであり、差別解消について職員が配慮するといった内容も、計画に残しておいてほしい文言であった。

コンサル：「日中活動の場の充実」について、今回は、障がい福祉計画と障がい者福祉計画が同時期の策定となるため、重複している内容を整理し、障がい者福祉計画での項目を削除した。

「行政サービスにおける配慮」については、内容を整理し、P50、基本施策1、「推進施策1 障がいに対する理解の促進」に含むかたちとした。

委員1：行政のサービスについては、具体的なものが書かれていない。

事務局：「行政サービスにおける配慮」に記載のあった投票所のバリアフリー等については、P64、基本施策2、推進施策2 社会参加の促進、「(1) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実及び交流機会の拡大」に「選挙執行における配慮」といった項目を設けている。「行政サービスにおける配慮」という文言を削除した点については、ご意見を踏まえ、次回の計画策定時に検討したいと思う。

議長：概要版の活用方法について先ほど説明してもらったが、計画書はどのように活用されているのか。

事務局：製本したものは、市議会議員や役所内の各課に配布したり、図書館等に設置したりしていた。また、希望者がいた場合には差し上げていた。

議長：計画書はボリュームがあるため、概要版を活用し、限られた方のみならず、地域共生社会に向けて広く周知できると良い。

委員2：障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、それぞれの進捗管理をして毎年報告されるため、日中活動の支援や行政サービスにおける配慮についても報告されるといった認識で良いか。

事務局：はい。

議長：日中活動の支援や行政サービスにおける配慮について、計画内でもう少し注目されるような記述がほしかったということか。

委員1：障がい者にとって、日常生活の支援と日中活動の支援は異なり、どちらも必要であるため、日常生活の支援に一括りにされたことが残念であった。

コンサル：障がい者計画は7か年計画、障がい福祉計画は3か年計画であったため、この二つの計画が同時期に策定されることがなかった。そのため、同時期策定となる次期計画において、内容を整理したといった経緯がある。

委員3：P124、「3 つくばみらい市障がい者支援協議会委員名簿」について、つくば保健所は県の施設となるため、「茨城県つくば保健所」としてほしい。

事務局：承知した。

議長：評価については、本協議会で進捗状況を報告してほしい。

事務局：毎年7月頃に行われる第1回協議会において、前年度の報告をしているため、来年度も同様の予定を考えている。

議長：ほかに何か質問等あるか。→無

(2) 地域生活支援拠点登録状況について

(質疑・応答)

議長：体験の機会の場の提供と、緊急時の受入、対応をするということか。

事務局：今回登録した事業所は、就労継続支援B型事業所であるため、体験の機会の場の提供のみとなる。

議長：事前登録者2名については、緊急時に生活の場の確保を希望する方という認識で良いか。

事務局：単身生活者であるため、緊急連絡先を基幹相談支援センターとすることを目的に登録している。

緊急時の場の確保については、地域生活支援拠点の枠だけでは対応が難しいため、日常支援の中で、地域生活支援拠点の登録者と、障害福祉サービス利用者を分けることなく対応していきたいと考えている。

議長：事業所や登録者が出てきて少しずつ進んでいるようだが、イメージが湧きにくいので、どのような方が登録しているのかを教えてください。

委員4：知的障がい者で、日中活動はしているが、身寄りがなく、保佐人が付いているような方で、現在はヘルパーの支援を受けながら何とか一人暮らしをしているが、不安があるため登録した。

事務局：多くの方は障害福祉サービスを利用しているため、地域生活支援拠点と障害福祉サービスとの切り分けが難しい事業となる。国からは、地域生活支援拠点を整備するように示されているが、多くの市町村ではあまり進んでいない状況だと思う。

委員4：今までも同様の支援はしていたが、それが事業として立ち上がったことになる。

議長：障害福祉サービスとの棲み分けが難しいと感じているが、緊急時の受入先ができることを期待している。

委員5：登録者は一人暮らしの方で、家族がおらずに福祉サービスとのつながりがないような方になると思うが、親亡き後も現在の生活スタイルを変えたくないという方や、判断能力がない方もいると思うので、市から積極的に関わっていく必要があると思う。

委員6：独居の方が増えている印象があり、親戚や保佐人などのキーパーソンがいる方は良いが、代理決定者がいない方は、すべて市や地域包括支援センターが関わっているように思う。まだ自分はしっかりしているから大丈夫だと感じている方についても、早い段階から代理決定者について考えてもらう必要があると思う。

議長：地域生活支援拠点事業が進むことで、福祉サービス等につながない方が取り残されることがないように期待する。

事務局：65歳以上の独居高齢者の場合は民生委員の協力を得ることができるが、障がい者の場合は地域の目が行き届きにくい状況となっている。療育手帳C程度の方の場合は、親がいることで、福祉サービスや地域とつながりがないまま生活している方もいるため、親が亡くなって初めて市に連絡がある方が多い。

議長：今までは親と生活をしていたため、急に支援者が入ることが難しいケースもあると思う。福祉サービスではなくとも、他者とつながる機会がある方とない方では違うと思うので、違う角度から関わられる機会があると良いと思う。

委員 7：親亡き後の生活をテーマとして精神障がい者の家族会を開いたことがあるが、非常に好評だったため、障がい者家族の組織を地域で維持しつつ、情報を積極的に提供し、支援できると良い。

議長：ほかに何か質問等あるか。→無

(3) 事業所における業務継続計画（BCP）について

(質疑・応答)

事務局：参考までに、代表例をお話いただきたいと思います。

委員 8：各担当者を決めておく、連絡先を整理しておく、必要な物資を準備しておく、組織として共有するという厚生労働省から出されているガイドラインに沿って、利用者、職員、地域の三つの柱を中心に法人の基本方針を掲げ、策定委員会を立ち上げてBCPを策定した。自然災害や感染症等の発生時に業務を中断することなく、手段を備えておくといった内容になっており、例えば、入所施設においては備蓄が必要になるため、最低限の備蓄をしながらも、近隣のスーパーと業務提携を結び、復旧までの期間が長引いた場合などは食料や自家発電を活用させてもらうという取り決めをするなどの準備をしている。当法人においては、BCPを6か月ごとに見直しする予定となっている。

議長：学校では何か取り組んでいるのか。

委員 9：学校としての動きはないが、災害時における業務継続について、様々な想定をして、実行性の高い計画を事前に策定しておく必要があると思っている。

委員 10：各事業所が策定した計画が適正であるかはどこが判断するのか。

事務局：3年に1回県の監査が入る際に、BCPも対象となる。実行性の高い計画にする必要はあるが、現時点では、県においても正解がわからない状況であり、今後ブラッシュアップをしていくことになる。

委員 8：災害時は、地域において、医療機関や他事業所、行政との連携が必要になるため、今後は行政を含めた検討が必要になると思う。

監査時にBCPが策定されていない場合、通所では1%、入所では3%のペナルティが課せられることになっている。

委員 11：訪問看護では、各ブロックのBCPを持ち寄って協力体制を検討するブロック研修会を実施し、ブラッシュアップしていく予定である。このように、行政で音頭を取り、他事業所と話し合える場が提供できると良いと思った。

事務局：基幹相談支援センターでは、市内の事業所を集めた連絡会を開催しているので、どこかのタイミングでBCPのブラッシュアップのための話し合いが設けられると良いと思っている。

議長：ほかに何か質問等あるか。→無

(4) その他

(質疑・応答なし)

3. 閉会

【配布資料】

- ① 会議次第
- ② 【資料】第4期つくばみらい市障がい者計画 第7期つくばみらい市障がい福祉計画 第3期つくばみらい市障がい児福祉計画
- ③ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン